

横植協会 05-19  
令和5年9月5日

## 横浜植物防疫協会からのお知らせ

条件付き輸入生果実関係

### 【オーストラリア連邦産マンゴウ生果実に関する植物検疫実施細則等の一部改正について】

(マンゴウ生果実の輸入解禁条件から品種記載がなくなったため)

農林水産省消費・安全局長から下記のとおり連絡がありましたので、お知らせします。

#### 【主な改正点】

マンゴウ生果実の輸入解禁条件から品種記載がなくなったことから、省令及び告示が改正されました。また、検疫条件や名称変更がなされたため、局長通達が改正されました。

詳細については別添1, 2, 3をご確認願います。

以上

○農林水産省令第四十四号

植物防疫法（昭和二十五年法律第一百五十一号）第七条第一項第一号の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年九月五日

農林水産大臣 野村 哲郎

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分を削る。

改正後	改正前
<p>別表二（第九条関係） （略）</p> <p>付表</p> <p>一 （略）</p> <p>二 オーストラリアから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるマンゴウの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの</p> <p>三〇八十八 （略）</p>	<p>別表二（第九条関係） （略）</p> <p>付表</p> <p>一 （略）</p> <p>二 オーストラリアから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるアールニイニ種、ケイト種、ケンジントン種、ケント種及びパルマー種のマンゴウの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの</p> <p>三〇八十八 （略）</p>

## 附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省告示第千九十一号

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）別表二の付表第二の規定に基づき、平成六年十月二十五日農林水産省告示第千四百四十七号（オーストラリアから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるアールニー二種、ケイト種、ケンジントン種、ケント種及びパルマー種のマンゴウの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和五年九月五日

農林水産大臣 野村 哲郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

一 植物及び地域  
マンゴウの生果実であつて、オーストラリアで生産されたものであること。

三 輸出国における検査及び証明

(一) オーストラリア植物防疫機関により検査され、かつ、その検査の結果、検疫有害動植物が付着していないことを認め、又は信ずる旨記載されているオーストラリア植物防疫機関が発行した植物検疫証明書が添付してあるものであること。

(二) (略)

四 輸出国における消毒

蒸熱処理施設において、飽和蒸気を使用して、生果実の中心温度を摂氏四十七度とし、その温度以上で十五分間消毒すること。

六 こん包及びこん包場所

(一)・(二) (略)  
(三) 各こん包、束ねたこん包又はこん包が収容されたコンテナーには、オーストラリア植物防疫機関による封印がなされていること。

七 航空携行手荷物の保管場所

航空携行手荷物として輸入される場合にあつては、当該生果実がオーストラリア植物防疫機関により指定された場所において保管されていたものであること。

九 表示

三の(一)の検査及び四の消毒が行われた生果実の各こん包、束ねたこん包又はこん包が収容されたコンテナーには、輸出植物検疫が終了している旨及び仕向地が日本である旨の表示がなされていること。

一 植物及び地域  
アールニイ二種、ケイト種、ケンジントン種、ケント種及びパルマー種のマンゴウの生果実であつて、オーストラリア連邦植物防疫機関が濃密な病害虫防除が行われる地区として指定した地域で生産されたものであること。

三 生産地における検査及び証明

(一) オーストラリア連邦植物防疫機関により検査され、かつ、その検査の結果、検疫有害動植物が付着していないことを認め、又は信ずる旨記載されているオーストラリア連邦植物防疫機関が発行した植物検疫証明書が添付してあるものであること。

(二) (略)

四 生産地における消毒

蒸熱処理施設において、飽和蒸気を使用して、生果実の中心温度を四十七度とし、その温度以上で十五分間消毒すること。

六 こん包及びこん包場所

(一)・(二) (略)  
(三) 各こん包、束ねたこん包又はこん包が収容されたコンテナーには、オーストラリア連邦植物防疫機関による封印がなされていること。

七 航空携行手荷物の保管場所

航空携行手荷物として輸入される場合にあつては、当該生果実がオーストラリア連邦植物防疫機関により指定された場所において保管されていたものであること。

九 表示

三の(一)の検査及び四の消毒が行われた生果実の各こん包、束ねたこん包又はこん包が収容されたコンテナーには、輸出植物検疫が終了している旨及び仕向け地が日本である旨の表示がなされていること。

(別添3)

オーストラリア連邦産マンゴウ生果実に関する植物検疫実施細則（平成6年10月25日付け6農蚕第6660号農蚕園芸局長通達）一部改正新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p data-bbox="246 379 922 411">オーストラリア産マンゴウ生果実に関する植物検疫実施細則</p> <p data-bbox="246 454 1108 742">植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）別表2の付表第2のオーストラリアから発送され、<u>他の地域を經由しないで輸入されるマンゴウ生果実に係る植物検疫の実施については、規則、輸入植物検疫規程（昭和25年7月8日農林省告示第206号）及び平成6年10月25日農林水産省告示第1447号（植物防疫法施行規則別表2の付表第2のオーストラリアから発送され、他の地域を經由しないで輸入されるマンゴウの生果実に係る農林水産大臣が定める基準。以下「告示」という。）に規定するもののほか、この細則の定めるところによる。</u></p> <p data-bbox="246 785 974 853">1 蒸熱処理施設 告示4の蒸熱処理施設は、次の条件を満たしているものとする。</p> <p data-bbox="246 893 504 925">(1)～(3) (略)</p> <p data-bbox="246 965 548 997">2 こん包及びこん包場所</p> <p data-bbox="246 1005 1108 1141">(1) こん包 告示6の(1)により<u>こん包する際に</u>通気孔を設ける場合は、次のいずれかの条件を満たしているものとする。 (削る。)</p> <p data-bbox="246 1220 1108 1324">ア (略) イ <u>こん包又は束ねたこん包全体が網</u>（孔の直径が1.6ミリメートル以下のものに限る。）で覆われていること。</p> <p data-bbox="246 1332 448 1364">(2) こん包場所</p>	<p data-bbox="1142 379 1859 411">オーストラリア<u>連邦産</u>マンゴウ生果実に関する植物検疫実施細則</p> <p data-bbox="1131 454 1993 630">植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）別表2の付表第2のオーストラリア連邦産の R2E2 種、ケイト種、ケンジントン種、<u>ケント種及びパルマー種のマンゴウ生果実に係る植物検疫の実施については、平成6年10月25日農林水産省告示第1447号（以下「告示」という。）に規定するもののほか、この細則の定めるところによる。</u></p> <p data-bbox="1131 785 1993 925">1 消毒施設 告示4の<u>生産地における消毒のための蒸熱処理施設</u>は、次の条件を満たしているものとする。 (1)～(3) (略)</p> <p data-bbox="1131 965 1433 997">2 こん包及びこん包場所</p> <p data-bbox="1131 1005 1993 1364">(1) こん包 告示6の(1)の<u>こん包に</u>通気孔を設ける場合は、次のいずれかの条件を満たしているものとする。 ア <u>生果実をこん包に収納する前にポリエチレン等の包装材料（通気孔を設ける場合は孔の直径が1.6ミリメートル以下のものに限る。）で包み込んでいること。</u> イ (略) ウ 全体が網（孔の直径が1.6ミリメートル以下のものに限る。）で覆われていること。 (2) こん包場所</p>

告示6の(2)のこん包場所は、次の条件を満たしているものとする。  
ア 蒸熱処理施設に接続して設置されており、窓等の開口部にはすべて網(孔の直径が1.6ミリメートル以下のものに限る。)が張られている等、チチュウカイミバエ又はクインスランドミバエ(以下「ミバエ類」という。)の侵入を防止するための設備であること。

イ・ウ (略)

3 (略)

#### 4 蒸熱処理施設、こん包場所及び保管場所の調査

- (1) 植物防疫官は、告示4の蒸熱処理施設、告示6のこん包場所及び告示7の保管場所について、それぞれ1、2の(2)及び3の(1)の条件を満たすものであることを確認するため、毎年、原則として当該施設及び当該場所の使用開始前に調査を行うものとする。ただし、植物防疫官が必要と認めるときは、使用期間中においても随時調査することができるものとする。
- (2) (1)の調査は、原則として、オーストラリア植物防疫機関が行う日本向けマンゴウ生果実の蒸熱処理施設及びこん包場所の指定のための調査と共同して行うものとする。

#### 5 消毒及び検査の実施の確認

##### (1) 消毒の実施の確認

告示5による消毒の実施の確認は、原則として、オーストラリア植物防疫機関又はオーストラリア植物防疫機関が指定した者と共同して、蒸熱処理施設の設定温度を摂氏48.0度として、生果実を飽和蒸気により室温から90分間以上(ただし、R2E2種、ケイト種、ケンジントン種、ケント種及びバルマ一種のマンゴウの生果実の消毒を行う場合にあっては60分間以上)かけて加温し、引き続き、庫内温度摂氏48.0度以上の飽和蒸気により積み上げられた生果実の上部、中部及び下部の生果実の中心(ただし、蒸熱処理施設が差圧方式で、かつ、同一処理施設内に複数の差圧ユニットを有する場合は、それぞれのユニットの生果実の中心)の温度が摂氏47.0度以上で15分保持されたこと、生果実の中心温度の測定点が正確であったこと等を確認する。

告示6の(2)のこん包場所は、次の条件を満たしているものとする。  
ア 消毒施設に接続して設置されており、窓等の開口部にはすべて網(孔の直径が1.6ミリメートル以下のものに限る。)が張られている等、チチュウカイミバエ又はクインスランドミバエ(以下「ミバエ類」という。)の侵入を防止するための設備であること。

イ・ウ (略)

3 (略)

#### 4 消毒施設及びこん包場所の調査

- (1) 植物防疫官は、告示4の消毒施設、告示6のこん包場所及び上記3の保管場所について、それぞれ1及び2の(2)の条件を満たすものであることを確認するため、毎年、原則として当該施設及び当該場所の使用開始前に調査を行うものとする。ただし、植物防疫官が必要と認めるときは、使用期間中においても随時調査することができるものとする。
- (2) (1)の調査は、原則として、オーストラリア植物防疫機関が行う日本向けマンゴウ生果実の消毒施設及びこん包場所の指定のための調査と共同して行うものとする。

#### 5 検査及び消毒の実施の確認

##### (1) 消毒の実施の確認

告示5の消毒の実施の確認は、原則として、オーストラリア植物防疫機関と共同して、蒸熱処理施設の設定温度を飽和蒸気により48.0度とした後、生果実を室温から加温し、積み上げられた生果実の上部、中部及び下部の生果実の中心(ただし、蒸熱処理施設が差圧方式で、かつ、同一処理施設内に複数の差圧ユニットを有する場合は、それぞれのユニットの生果実の中心)の温度が47.0度に達した後、その温度以上で15分保持されたこと、生果実の中心温度の測定点が正確であったこと等を確認する。



(2) 輸出検査の確認

ア 告示5による検査の確認は、原則としてマンゴウ生果実のこん包数の2パーセント以上についてオーストラリア植物防疫機関又はオーストラリア植物防疫機関が指定した者が行う検査に立ち会い、検疫有害動植物、特にミバエ類がないことを確認することをもって行うものとする。

イ・ウ (略)

エ ウの確認を行った生果実が航空携行手荷物として輸送される場合には、各こん包の表面に植物検疫証明書又は次の様式による植物検疫証票をちよう付させるものとする。

Phytosanitary Certificate Label  
For \_\_\_\_\_ MANGO  
Master Certificate No. \_\_\_\_\_  
Package No. \_\_\_\_\_  
Date of Disinfestation: \_\_\_\_\_  
Certified by \_\_\_\_\_  
(Australian Inspector)

オ (略)

(3) (略)

6 (略)

7 表示

(1) (略)

ア (略)

イ 仕向地の表示

(ア) (略)

(イ) 日本向け

(2) 輸出検査の確認

ア 告示5の検査の確認は、原則としてマンゴウ生果実のこん包数の2パーセント以上についてオーストラリア植物防疫機関が行う検査に立ち会い、検疫有害動植物、特にミバエ類がないことを確認することをもって行うものとする。

イ・ウ (略)

エ ウの確認を行った生果実が航空携行手荷物として輸送される場合には、各こん包の表面に植物検疫証明書又は次の様式による植物検疫証票をちよう付させるものとする。

Phytosanitary Certificate Label  
For \_\_\_\_\_ MANGO  
Master Certificate No. \_\_\_\_\_  
Package No. \_\_\_\_\_  
Date of Disinfestation: \_\_\_\_\_  
Certified by \_\_\_\_\_  
(Australian Inspector)  
Certified by  
(Japanese Inspector)

オ (略)

(3) (略)

6 (略)

7 表示

(1) (略)

ア (略)

イ 仕向地の表示

(ア) (略)

(イ) 日本向

(2) (略)

ア (略)

イ 日本における検疫前に封印を破ると、当該生果実の輸入が禁止されること。

#### 8 輸入検査

(1)～(3) (略)

(削る。)

(4) ミバエ類が発見された場合は、次により措置するものとする。

ア (略)

イ アのミバエ類が付着した原因についてオーストラリア植物防疫機関と共同して調査し、その原因が判明するまでは以後の輸入検査を中止すること。

(2) (略)

ア (略)

イ その検疫前に封印を破ると当該マンゴウ生果実は、輸入禁止されること。

#### 8 輸入検査

(1)～(3) (略)

(4) (1)、(2) 及び (3) 以外の輸入検査の方法及び方法は、規則及び輸入植物検疫規程 (昭和 25 年 7 月 8 日農林省告示第 206 号) によるものとする。

(5) ミバエ類が発見された場合は、次により措置するものとする。

ア (略)

イ アのミバエ類が付着した原因についてオーストラリア連邦植物防疫機関と共同して調査し、その原因が判明するまでは以後の輸入検査を中止すること。

#### 附 則

この通知は、令和 5 年 9 月 5 日から施行する。